関係各位

大阪府共募※事務局情報※№249（改正版１）

（2023.06.22）

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和５年台風２号災害義援金」（中央共募）の募集について

１　趣旨

令和５年６月２日からの大雨により、茨城県、静岡県、埼玉県、和歌山県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

２　義援金の名称

令和５年台風第２号災害義援金

３　受付期間

令和５年６月１２日（月）から令和５年９月８日（金）まで

（被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

※詳細につきましては、別添募集要綱をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理については２ページ目をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1．領収書の発行について

○　但し書きに、「令和5年台風2号災害義援金として（預り）」と記入し発行して下さい。

○　地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。

○　税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2．各地区募金会から本会への送金口座（速やかに送金お願いします。）

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	００９９０－８－２２０	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和5年台風2号大雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合（本会へご連絡ください。）

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行　〇九九店	（当座）0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3．義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出　災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。